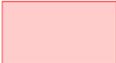


令和 2年 1月 7日

東所沢公園 整備・管理・運営事業
公募設置等計画の認定について

都市公園法第5条の5第1項の規定により、次のとおり公募対象公園施設の場所を指定し、当該公募設置等計画が適当である旨を認定します。

1. 認定計画提出者 角川文化振興財団グループ
2. 認 定 日 令和 2年 1月 7日
3. 認定の有効期間 令和 2年 1月 7日から令和22年 1月 6日まで
4. 指 定 場 所 下図参照

 : 公募対象公園施設範囲

東所沢公園平面図

